

令和2年度 第8回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年11月5日(木) 午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第8回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和2年11月5日（木）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第16号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について
議案第17号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告（教育部）
- 2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（指導室）
- 3 青梅市学校給食会の解散について（学校給食センター）
- 4 青梅市指定管理者選定委員会の協議結果について（社会教育課）
- 5 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア サタデークラスの実施状況（9月）について（教育指導担当）
 - イ 長期欠席児童・生徒の状況（9月）について（教育指導担当）

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	布 田 信 好
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	渡 部 亀四郎
	社 会 教 育 課 長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	金 丸 智 洋

午後 1時30分 開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、令和2年度第8回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、百合委員を指名いたします。

【委員（百合）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和2年10月7日開催の第7回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項2につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 1点です。このところで学校訪問で何校か回ってきましたけれども、そこで強く感じるものの一つは、やはりICT教育はもう待たなしの段階に入ってきているなということです。例えば昨日、新町小学校でプログラミング教育、またはグループで調べ学習の内容をまとめたものを学級全体の方にまとめるというのを、模造紙とか何かではなくてグーグルのクラスルームというのを使ってやっていました。やはりこれから文科省がプログラミング教育などは学習の基盤となるもの、つまり読み取りと同じような基盤となる能力なんだといっているわけですが、やはり青梅でもこれから1人1台のタブレットが配付されるタイミングですので、先生たちがICTを使ってどれだけ教育効果を上げるか。それからプログラミング教育というのが新学習指導要領で小学校では特に今年から始まっているわけですが、授業を見てみますと、新町小学校などは大変よく使っているなという印象がありますが、難しい面もありますよね。例えば昨日は、マイクロビットという市の方でも配付している道具と子どもたちのプログラミングのソフトとあわせたのがあるんですけど、そのマイクロビットを動

かすためのプログラミングを子どもがやるんだけど、論理でいくと「If then X」なんですよ。もしもこうであったならばこうである、そうでなければこうではないと。そういうのを4年生でやっている。ですから、すごく楽しく一つずつプログラミングの勉強をやっているんです。けども、考え方自体としてはある面では非常に難しい論理です。そういうものを先生たちがきちんと教えていける。子どもたちが楽しみながらプログラミングをしていける。そういうような指導力を先生たちにこれからつけていく時代だろうと。それも、いずれということではなくて、もう今年、来年からどんどん先生たちに、子どもたちへのICTを用いた教育とかプログラミング教育についての指導力をつけていくということが、すぐここにきているんだなと、すぐ行わなければいけないことだなとつくづく感じました。

以上です。

【委員（稲葉）】 3点あります。

学校訪問がやっとできるようになって、それぞれ先生方、子どもたちの様子を拝見したんですけど、このコロナの中、本当に先生方も子どもたちも一生懸命努力されているなという感じがしました。みんな授業を楽しんで、先生方も子どもたちも授業を大事にして取り組んでいらっしゃるどころでは、すごく頭が下がりました。コロナの中でいかに協力し合って学校を楽しい場所にしようかというのが、それぞれの生徒からも感じられたし、先生方からも感じられたのは、とてもうれしいことでした。

2点目です。家庭教育講演会で10月24日に、社会教育の講座でZoomを使って「知って納得！オンライン授業」というのが開催されました。私は、前教育委員の手塚さんが関わっていたので練習の段階からお付き合いしたんですけども、実際に本番では参加者が60人定員のところ3分の1くらいしかなかったので、これからこういう状態が続くのであれば、オンラインでの取り組み方の社会教育課の考え方というのを、広報にしろ何にしろ、後でお尋ねできたらいいなと思っています。受講してくださった方からは大変好評で、参加している人数がとても少なかったのが非常にもったいない講座だという声をいただいたので、内容的にはよかったかなと思います。いろいろな学校の状況と保護者の状況を聞くという機会は、PTAの研修みたいところで取り上げていただければ、GIGAスクールの構想も親たちに普及するのではないかな。やっぱり親の教育がないと、学力差はもっと激しくなるだろうとおっしゃっていたので、その辺、これから社会教育と学校教育がどう取り組んでいくか、ちょっと課題になるかなと思いました。

3点目、ネッツたまぐーで先日、10月31日、11月1日、「青梅の一本の樹から生まれた家具たち」という展示会がされました。そのときに私の知っている木工作家さんの作品、椅子やテーブルが展示されたんですけど、ネッツたまぐーができる前にどんな1階のフロアにしたかというところで、椅子とかテーブルを設置するならば青梅の木を使ったものが設置できないかと提案させていただきました。前課長の塚本さんが木工作家さんに声をかけていただいたので、そこでつながりがあればいいなと思うんですけど、一応それが展示後ネッツたまぐー

に寄付されるということでフェイスブックに上がってきています。実際に置かれた状態の写真で載せていただいて、非常にいい雰囲気なので、よかったかなと、すごくうれしく思いました。やっぱり地域の持っている力を協力していただけるというのは、子どもたちにとってうれしいことだと思いました。

以上です。

【委員（榎本）】 私も学校訪問の感想なんですけど、コロナ禍で児童たちがどのように過ごしているかというのを見てきましたが、おおむね慣れているというか、対応できているなというふうに感じました。

また、授業のIT化という面に関しましては、それを積極的に取り入れていこうという姿勢がよく見られる先生がいる反面、昔の形の授業をやっている先生もいらっしゃる。3分の2くらいはIT化について対応できているかなとは感じたんですけど。タブレットが導入されることは決定されていますので、指導室の方からもありましたが、そういう先生のサポートというのは必要なかなというふうに強く感じました。

それから、給食なんですけれど、小学校の給食をいただきましたが、大野先生とも意見が合ったんですが、ちょっと品数が少ないんじゃないかというふうに感じました。給食費がだいぶおさえられているので、その辺もあるのかなとは思ったんですけど。あと、コロナの影響も少しあったのかなとは思ったんですが。牛乳に関してはとてもおいしくて、各校でもとても評判がよかったです。

以上です。

【委員（百合）】 私は、息子の体育祭を見にいってきました。例年より競技数も少なかったんですが、ほぼ1日かけて例年に近いかなと思うくらいの体育祭を開催してもらえたのがとてもありがたかったです。学校の先生やPTAの役員の方々の感染対策のおかげだと思うんですけども。あと、観覧人数の制限というのもあって、各家庭保護者2名まで、校門での消毒も徹底されていました。今までにないことですが、保護者の方もしっかりマスクをして消毒するというルールを守って入って、子どもの観覧をされていました。子どもたちも、やはりマスクしながらの応援とか、走るときはマスクとっていいよと言われていたんですけど、心配な子はマスクをしたまま走ったりしていましたが、どの子どもとても楽しそうで、あ、やっぱり体育祭っていいなと思って見ていました。

また、これからほかの行事とかもあるとは思いますが、みんながルールを守って少しでも例年に近い形でいろいろなことが進んでいけるといいなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

私も、学校訪問で一番印象深いのは、学校によってコロナに対する取り組みの度合いはあるなと感じましたが、その中でそれぞれの学校の規模、あるいは小学校、中学校においてそれぞれが地域として取り組んでおられる中で可能な限り、平常の授業とは異なりますけど穏やか

な授業ができていますなど思いました。今は各部屋それぞれ窓を開けて換気が十分にできています。今後は、これから木枯らしが吹いてきましたので寒くなってきたときに果たしてどの程度の換気ができるか、課題があると思います。

先日、都市の教育長会があったんですが、武蔵野市では多くの学校で夏の冷房の関係でエアコンを使用しすぎて、相当な修繕費用が出たということで、かなり大きな修繕になってしまったというお話がありました。これから冬の暖房対策、特に暖房と換気が課題かなと思っております。

10月10日、吹上中学校で金融教育という取り組みを行いました。これは地元の青梅信用金庫さんとあいざわ証券、関東財務局ということで、財務省直々の東京財務事務所の所長さん以下現役のキャリア官僚の方まで来ていただいて、吹上中学校の2限目、3限目、4限目で、特別支援学級1年生、2年生の授業を実施いたしました。かなり多くの取材の中で、子どもたちが金融教育について学ぶ、あるいはその中で紙幣から最後は投資に向けたところまでの細目を勉強しました。青信の方、証券会社の方の中には、あまり学校では聞かなかったけど、「自己投資」という表現を使っておられたのが印象に残っています。

10月26日に、中央図書館で調べる学習コンクールの第4回目の審査会を部長と行ってまいりました。こういう状況の中で、昨年度よりも応募数は若干減りましたが、かなりの力作が、また中学校でも作品数が増えたというのがよかったなという印象が残っております。

12月5日に表彰式の予定となっております。

翌10月27日、この4月に他地区に異動されました校長先生の学校に、青梅市の感謝状を持って回ってまいりました。友田小学校から国分寺第六小学校に異動された武下校長、霞台小学校から府中第三小学校に異動された森校長、第四小学校から多摩市愛和小学校に異動された則末校長のところへ回ってまいりました。同じように、ICT教育はどうなっていますかとお聞きしたら、いずれも年度中に配付されるということで、まだそれほど切羽詰まったというか、すぐやるんだという雰囲気はなかったところです。あと、異口同音に言われたのが、小学校の校長先生方ですので、青梅市は御岳山の移動教室が実施できることについて、青梅市さんよかったですね、うらやましいですねというお話をいただきました。皆さん校長室で前の小学校のホームページをよくご覧になっているようで、青梅市の情報を我々よりもある面ではよく分析されているなど思いました。

それから、10月29日に臨時市議会が行われまして、冒頭大野先生からありました、ICTの関係のGIGAスクール構想におけます環境整備業務委託で約3億6,000万円に消費税がつきまして3億9,600万円、さらに学習用コンピューター9,680台、総額で4億7,290万3,200円という大きな金額の議案が上程され、全員賛成で議決いただきまして、契約に結びつきまして、これから年度内に児童・生徒1人1台タブレット端末の配付を予定しております。

以上でございます。

1 議会報告(教育部)

【教育長(岡田)】 それでは、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、議会報告、を説明いたします。

【教育部長(浜中)】 それでは、報告事項1、議会報告をさせていただきます。

お手元の報告資料1、令和2年市議会定例会(9月定例議会)報告にもとづきましてご報告申し上げます。

1ページをお願いいたします。

9月定例議会の会期は、令和2年9月1日から29日までの29日間で、本会議は9月1日、2日、3日、14日および29日の5日間の日程で行われました。

議案審議につきましては、市長提出議案が27件あり、括弧内に記載したとおり可決、認定等がされております。また、議員提出議案が1件あり、これにつきましては可決をされております。

陳情につきましては1件あり、括弧内に記載のとおり不採択となっております。

次に、一般質問について報告をさせていただきます。

一般質問は9月1日、2日および3日の3日間行われ、教育委員会関係につきましては6人の議員から6件の質問があり、教育長からそれぞれ答弁をいたしております。

初めに、島崎議員から、「新型コロナウイルス感染症拡大による、小・中学校の休校に起因する諸課題への対応策について」と題し、3回11項目の質問があり、1ページ中段から8ページ上段に記載のとおり答弁しております。

次に、井上議員から、「体育館のエアコン設置、特別教室のエアコン設置やトイレ工事の加速、前倒しの検討について」と題し、1回1項目の質問があり、8ページ中段に記載のとおり答弁しております。

また井上議員からは、「一斉休校の学校には、手厚く柔軟な教育と少人数学級の実現について」と題し、1回4項目の質問があり、8ページ下段から10ページに記載のとおり答弁しております。

次に、藤野議員から、「釜の淵市民館等廃止した公共施設の有効活用について」と題し、1回3項目の質問があり、11ページの上段から中段に記載のとおり答弁しております。

次に、ひだ議員からは、「いじめで苦しむ子どもたちに災害共済給付金で心理的治療を」と題し、3回4項目の質問があり、11ページ下段から13ページ上段にかけて記載のとおり答弁しております。

次に、大勢待議員からは、「市のGIGAスクール構想の進め方について」と題し、3回3項目の質問があり、13ページ上段から14ページ中段に記載のとおり答弁しております。

最後に野島議員からは、「小学校の校外学習についてコロナ禍での行先の変更について」と題し、2階3項目の質問があり、14ページ下段から16ページ上段に記載のとおり答弁してお

ります。

以上で、一般質問の内容についての報告とさせていただきます。

続きましては、9月4日開催の福祉文教委員会における、「青梅市学校施設個別計画（案）について」、同じく福祉文教委員会の「いじめによる不登校重大事態の発生について」、さらに9月11日に開催された予算決算委員会（9月補正予算）審査について、9月16日から18日に開催された予算決算委員会（令和元年度決算）審査につきましては、各担当課長から報告をさせていただきますと存じます。

【教育総務課長（布田）】 それでは、16ページ上段、福祉文教委員会についてご説明いたします。

教育総務課関係といたしまして、「青梅市学校施設個別計画（案）について」説明をいたしました。井上委員、大勢待委員、久保委員の3人の委員より8項目について質問を受けております。答弁については、記載のとおりでございます。

【教育指導担当主幹（梶井）】 続きまして、「いじめによる不登校重大事態の発生について」調査部会につきまして説明をいたしました。

井上委員1名から2項目につきまして質問がございました。答弁については記載のとおりでございます。

【教育総務課長（布田）】 18ページ上段、予算決算委員会（9月補正）についてご説明いたします。

教育総務課関係につきましては、井上委員より4項目の質問がございました。コロナウイルスの消耗品や備品に関する質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

【教育指導担当主幹（梶井）】 指導室・教育指導担当関係では、井上委員と湖城委員の2名の委員から質問がございました。井上委員からはスクールサポートスタッフ等に関する質問で6項目、湖城委員からはGIGAスクール構想にもとづくネットワーク環境構築にかかる人員等に関する質問で3項目ございました。答弁については記載のとおりでございます。

【教育総務課長（布田）】 19ページの下段をご覧ください。予算決算委員会（令和元年度決算）についてご説明いたします。

教育総務課関係といたしましては、井上委員、みねざき委員より8項目の質問がございました。答弁につきましては、記載のとおりでございます。

【学務課長（榎戸）】 学務課の関係では、20ページ下段のとおり、ぬのや委員から特別支援教育の副籍制度に関する3項目の質問があり、答弁の内容は記載のとおりであります。

続きまして、21ページ上段から22ページ1行目にかけて、ひだ委員から教育相談所に関し職員の体制など8項目の質問があり、答弁内容は記載のとおりであります。

続きまして、22ページ上段のとおり、大勢待委員から教育相談所の設備および環境について2項目の質問があり、答弁内容は記載のとおりであります。

【教育指導担当主幹（梶井）】 22ページ中段より、指導室・教育指導担当関係でございます。5人の委員から質問がございました。

寺島委員からは3項目、小中一貫教育に関する質問。答弁については記載のとおりでございます。

22ページ下段の井上委員からは、出退勤管理システム等に関する質問が3項目ございました。答弁については記載のとおりであります。

23ページ中段みねざき委員からは、温水プールによる水泳授業について2項目の質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

23ページ藤野委員からは、スクールソーシャルワーカー等と不登校にかかわる質問がございまして、8項目ございました。24ページ、答弁は記載のとおりでございます。

最後に25ページ、ひだ委員からは、いじめに関する質問で4項目ございました。答弁については記載のとおりでございます。

【学校給食センター所長（渡部）】 学校給食センター関係では、井上委員から、学校給食用食材購入費補助金について4項目の質問がございました。答弁については記載のとおりです。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 21ページのひだ委員の質問のところ、教育相談所の心理相談員さんのお話があります。先日、教育相談所に話があつて行って来たんですが、落ち着いていて明るい感じで、とてもよかったなと思ひましたし、各担当の先生方も気さくな感じで話ことができました。市川先生がいらっしゃったので、どうですかとお聞きすると、とてもいい雰囲気になっているので相談数が増えていると。気楽にお母さんたちが相談できるような雰囲気になっているので、相談件数が増えているということです。だから、ささいなことでも相談できやすい雰囲気ができているのかなと思ひます。

⑥の「羽村市と比較して手薄いと思うが、どう受け止めているか」という質問に対して、「手薄いとは思っていないが、相談件数から考えるとまだ課題であると捉えている」、⑤の「26市との比較では特に検討していなかった」とあるんですけども、その辺のところはこれからどんどん相談数が増えてくると増員の件と、それから手薄いとかそういうのはあまりよくわからないんですけど、やっぱりベースになるものが何かあるんだと思うので、その辺はどんな感じなんでしょうか。相談件数が増えてくると、何件に対して何人の相談員が必要とか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

【学務課長（榎戸）】 相談員につきましては、今年度1名増員しております。相談件数の増加の状況などを見まして、相談員の時間数や出勤日数など、相談を受けられる体制を増やせるよう来年度予算を予定しております。今後も相談件数の増について対応していきたいと考えております。

【委員（大野）】 それと関連してですけど、相談員の方は心理の専門家で大変力のある方が務めているかと思うんです。その方たちが、青梅市の正規の職員じゃなくて、ここにあるところでいけば会計年度任用職員と。直接本人たちから聞いたわけではないんですけど、青梅市で働くのがほとんどで、長い人は10年以上務めているんですか。そういうことってどうなんですかね。いつまでも臨時のままというのは、待遇面で正規にならないでそのままおられるというのは大変つらいんじゃないかなと思うんです。青梅市の職員の採用の方針もいろいろあるから、よくわからないところがあるんですけど、その人たちの身になって考えたときに、全ての人を臨時の方で進めていていいのかなと、時々思うんですよ。

【教育部長（浜中）】 その辺のご指摘は市にとって非常に深刻な問題というふうに私ども考えております。結局、今、大野先生がおっしゃられたとおり、市の全体の採用の中で、そういう専門的な先生はほかに異動したりする場所がない。それなら専門としてそこに雇えばいいだろうということになるんですが、青梅市役所のような小さい組織の中では、なかなか専門職という職種を配置することが難しい。この教育相談所の問題だけではなく、同様の問題が、ほかに何か所か、福祉の部門とかそういうところにもあります。現実として、青梅市としては何らかの形で今後解決を図っていかねばならないような問題だというふうに捉えているわけです。

これまで、会計年度任用職員の前は、嘱託職員という形で、臨時雇用の職員とはまた別に、給与の面ですとかそういったものも考慮してきたところです。その臨時職員も含めた非正規雇用職員の手厚い給与の面とかそういうところを見るということで、今回会計年度任用職員という制度が国の指導のもとで入りました。今後そこにあてはめていくということが、良いのかどうかということも含めて、この辺のところは教育委員会単独ではいかんともしがたい問題でございますので、人事担当部局とよく協議をしていきたいと考えております。

【教育長（岡田）】 昭和40年代に青梅市教育相談所ができたとき以来、学校の先生方が兼務、あるいは停年退職された校長先生を相談所長にお迎えして、その上で1名、2名、心理相談員の方々を嘱託ということで、一般の方よりも資格を持っている方ですので日当を高くして雇用を維持してきたという経過があります。特に私どもの方の教育相談所と子ども家庭支援センターさんでは、ケースワークとか、相当な面接技法とかの技術を持って、一人一人の方に寄り添い対応する資格を持つ方々ですので、一定の措置をとって雇用すべきところなんですけど、正規職員採用しますと、仮に22歳から60歳までですと38年間、40年近く同じ職場にというのはなかなか。有資格で、前は建築とか一部のごく少人数のところはそうだったんですけど。以前は図書館司書職員は図書館を回っていたんですが、司書職員は今は壁がないので一般事務に異動して、図書館司書としての職員は今ほぼいなくなっている状況です。

ただ、やはり的確な教育相談体制を整える上で安定した雇用というのは重要ですので、先ほど部長からありましたとおり、教育委員会の中でもそういう指摘があったということは、市長部局の方にお話ししたいし、今度の総合教育会議のときに直接意見交換すべき課題かなとは思

います。現状はそういうところでございます。

一般質問というのは事前に質問が通告されて、それに対する答弁ですから、かなり厚い答弁なんです。委員会はその場で各委員さんが一方的に質問したことを即答するような形なので、どうしても活字にしてしまいますと、十分な資料等もない中で答えることがございます。「羽村市と比較して」というのは何と比較して手薄いのか、答弁はできますけど質問権はないので、何をもってそれを言っているのか聞けません。一方的な質問に対する手持ち資料での答弁ということですので、その辺はまたよく検証して。羽村市とどこがどう違うのか、件数なのか、相談回数なのか、何を捉えてかというところまで十分かみ合っていないところもあります。青梅市としてはしっかりやっているつもりですが、その辺は羽村市の相談所の状況などもまた担当者の方で見ていただいて、よい点があれば取り入れていきたいというふうに思います。

ほかにございますか。

【委員（榎本）】 学習指導サポーターについて質問があったんですけど、たぶんコロナの消毒とかそういうことをするために雇われた方だと思うんですが、コロナがおさまれば、もしかしたらなくなってしまう仕事かもしれないんですけども、ほかに何か学校のためにこういうこともやっていただいているということがあったら教えていただきたいんです。

【指導室長（手塚）】 今回の学習指導サポーターですけど、まさしくコロナの対応という形で、なかなか心理的に不安な子どもたちが多いということで、このような予算を組まれたという形です。学校もすぐに人が見つかるわけではないものですから、そこで私たちの方から提案、または連絡したのは、今入っている支援員さんみたいな方がいらっしゃるんですが、その支援員さんは3時間という形なので、それを継続してやるような形で、さまざまな校長から依頼したものについてお願いしますという形でお願いしたところです。

それから、スクールサポートスタッフなんですけれども、9月1日から2学期が始まるという形だったんですけども、今年度については夏休みが相当短くなったということがあります。早い学校では8月18日、19日から始まるので、その始まりにあわせてスクールサポートスタッフも仕事が始められるようにこちらとしては準備をし、なるべく学校の負担を軽減できるように実際には取り組んできたというところがあります。

ただ、私たちが今一番危惧しているのが、この状態に慣れていきますので、ここで予算が切られて学習指導サポーターについても元に戻ってしまうようなことがこれから生じる可能性も十分あるので、その辺がこれからまた厳しいなど。配置された人がそのまま継続してくればいいんですけども、そうならないところが頭を痛めているところがあります。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

3 青梅市学校給食会の解散について(学校給食センター)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、青梅市学校給食会の解散について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（渡部）】 それでは、青梅市学校給食会の解散について、報告資料3にもとづきましてご説明申し上げます。

この件につきましては、令和2年度第6回定例会においてご報告いたしましたが、清算行為が完了いたしましたので、ここで報告させていただきます。

まず、1の清算行為の概要についてであります。

(1) 決算時の残余额でございますが、786万5,810円ございました。

(2) 決算後の支出としまして、理事会の報酬を2回支払っております。合計で2万5,000円。

その2万5,000円を支払った後に、(3) 残余財産の贈与に関する契約を、青梅市と青梅市学校給食会の間で締結しております。

1枚おめくりいただいて、別紙1、先ほどの786万5,810円から2万5,000円を引いた784万810円を青梅市に対して支払うというような契約をしております。

前に戻りまして、(4) 残余財産の支出でございます。この784万810円を令和2年8月25日付けで執行し、市に贈与しております。

その後、2の青梅市学校給食会の解散および清算に伴う残余財産についてということで、(1) 残余財産の確認、令和2年8月25日をもって、別紙2、こちらは通帳の数字になるんですが、784万810円を支出して0円としております。

その後、8月31日付けになりますが、青梅市学校給食会理事会を行いまして、こちらの0を確認して、議決をしております。

これによって、すべての清算行為が終わったこととなります。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 素人の質問として聞いてほしいんですけど、784万円というのは、これまでの食材費などとして給食費を保護者が払ったものの残りを積み重ねたものですね。これが市町村の方へ寄贈されるということは、一般会計に入るんですね。そうすると、何にでも使えるんですね、当然。よくわからないんですが、給食関係とか何かにこの分を来年度使ってもらうようにということはできるんですか。

【学校給食センター所長（渡部）】 基本的にはこちらの方は特別財源という形になりますので、学校給食に使うような形になります。

【委員（大野）】 一般の中に入るわけではないんですね、特定の財源になると。

【教育長（岡田）】 雑入で入ります。ただ、歳入予算について紐づけしますので、それをどこに使ったか、その中で給食材料費にあてるというイメージでいいですか。

【学校給食センター所長（渡部）】 基本的には、市の財源というのは一般財源というものと特定財源というのがありまして、一般財源というのは税金等で賄われるものですが、今回学校給

食に関しましては、学校給食費という歳入があつて、それをすべて給食材料費にあてるという形になっております。その中の一部としてこれを使うという形になります。

【委員（大野）】 素人で見当違いなことを聞くのかもしれませんが、じゃこのお金は来年度、特別財源という形で給食の材料の購入などにあてられるわけですね。つまり、これがなしでも保護者から集められたお金で給食の材料費を賄うわけですね。それにプラスして784万円が来年入るわけですね。そうすると、給食の材料費は保護者から集めたものだけで足りるようにしていると思うんだけど、先にこの784万円を使ってしまふんですか。そこの使い方がよくわからない。

【学校給食センター所長（渡部）】 基本的にはこの部分は上乘せという形になります。実態としては、今までの部分についてまだ過年度分で支払っていない方の給食費などを今徴収しておりますから、必ず当該年度ですべての学校給食費を集められるわけではないというのが現状であります。今度は市の公会計という形になりますから、いわゆる集められない分については一般財源で穴埋めをするという形をとるんですが、この入った部分についてはプラスアルファという形で学校給食の材料費として使うという前提がございます。今後、給食の材料も増減がありますので、その中で調整をしていくという形になります。基本的にはほぼゼロになるように年度内で使い切るというのが前提で、学校給食費は動く形になります。

【委員（大野）】 すみません、しつこくて。ということは、保護者から納められたお金プラス、すべてじゃないかもしれないけど700万円とか、それが加わった額が来年度の給食の材料費になっていくんですか。

【学校給食センター所長（渡部）】 今年度使います。

【委員（大野）】 つまり、すごくリッチな給食になるということですよ。

【学校給食センター所長（渡部）】 すごく難しいんですが、実際には、学校給食なんですけど、1日にかかる金額が数百万円という形になっているので、実際700万程度あったとしてもだいぶ薄められてしまいますので、豪華にできるかというとなかなか難しいところです。年間という大体180から185回で、5億を切るぐらいの給食費が集まる中ですので、それから見ると1.何パーセントというのが現状であります。ですから、700万円という、一般的に見るとすごく大きな金額に見えますが、学校給食費で考えると3日分くらいというような金額であります。ですから、だいぶ薄められてしまうかなと思います。

【委員（大野）】 リッチじゃなくても、ふりかけでもいいですよ、とにかく増えるんですか。これから半年間の給食にこれが上乘せですこーしだけ楽になるんですか。

【学校給食センター所長（渡部）】 基本的には楽になるという形です。ただ、すごく難しいのが、どうしても食材の材料費の乱高下といたしますか、特に野菜は、この間までジャガイモがすごく高かったり、野菜全体がすごく高いときもありました。そうすると、予想していたよりも同じ量を買うにしても金額が上がってしまう。そういうこともありますので、ある程度幅をもたせて現実としては買うという行為をしています。そうしないと、結局年度末になったときに

給食がつかれないというような状況にもなってしまいます。ですので、なるべくは残さないようにするんですが、完全にゼロというのは今までも難しい。たぶんどこもできてない。ゼロに近づけようと思うんですけども、完全にゼロにするというと、必ず持ち出しを想定しなければならない。現実としては毎年、多少なりとも500万円とか残っていたということでもあります。今年については難しかったのは、3月がなかったと。ですから、どうしても最終調整でそこを使うというわけにもいかなかった。学校給食がなかったという期間が今までにない長さでありましたので、なかなか今回は調整が難しく、最終的にはこのような結果になったところ です。

【委員（大野）】 一番初めに話したように、私、市に入ったお金はみんな市長さんの一般会計の懐に入って何に使われるかわからなくなるんだろうな、そういうルールかなと思っていたので、給食の方に使われると聞いてよかったかなと思います。

【教育長（岡田）】 そのように徹底するようにしますので。ありがとうございます。

【委員（稲葉）】 残菜についての統計というのとはとられていますでしょうか。

【学校給食センター所長（渡部）】 現状でいうと、学校ごとの残菜というのとははかれていない状況であります。今どうにかできないかというところで模索はしているんですけども、現状としては学校ごとというのとは難しく、実際には料理をつくる際に調理用の残さも出ます。それを合わせた形で処分する形をとっています。そうすると、実際の学校ごととか食べ残しはどのくらいという細かいところまでは出せていないということで、一応そちらは検討課題の一つになっています。ただ、一部今年から始めているのが、牛乳は戻ってきたときに各学校ではかるようにしていますので、その統計で牛乳の飲み残しはどうなっているかということの研究しようというところではあります。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。やはり残菜のところ、そこは調査しておいた方が、献立を考えるときにとてもいい材料になると思うし、子どもたちの食育にもつながることなので。私も、小さいときは残菜なしみたいな感じのキャンペーンもやりながら、みんなでおいしく食べようねというところがあるので、給食費を有効に使うためにも残菜調査はぜひしていただければいいと思うし、それを子どもたちにも伝えてほしいなと思います。

【学校給食センター所長（渡部）】 残菜については、先ほど言った、すべてを含めた形のもの は重さをとっているんですが、やはり令和元年でいうと1日当たりで計算すると増えています。というのは、どうしてもパンの回数が減ったと。パンよりもご飯の方が重いということで、残すとその分が重さで出てしまいます。どうしてもご飯の回数を増やすと残さの重さが増えてしまうということがあります。

難しいのは、それがイコール食べ残しかどうだったか、うちの方でも分析できていないところがあるんです。もう一つ、残さを出す状況というのが、食べない子どもたちが悪いのか、それとも我々がもっと努力をしなければならないのかという二通りあると思っています。ですから、以前、栄養士とも話した中では、学校にそれを示すという話も出たんですが、じゃ本当に

それだけ我々が胸を張って、子どもたちが喜んで食べる給食をつくられているのかと。まずそこができていないという確信がない限りは、学校が悪いのではないと思っていますので。

残さ部分については全体量はわかっていますので、この献立の日は増えているとか、ある程度はわかっている部分がありますから、日々献立の見直しを行っているというところでありませう。

【委員（榎本）】 ついでにお聞きするんですけど、先ほどぎりぎりのところを狙っていくと持ち出しになってしまうというお話でしたが、今後財源が変わることによって持ち出しというのはしやすくなるのでしょうか。

【学校給食センター所長（渡部）】 基本的には一般財源からは持ち出さないという形になります。ただし、学校給食費の収納率が100パーセントではないと。例えば99パーセントしかとれなかった場合、その99パーセントの財源で給食をつくるとなると、支払っていない方の分をほかの方が負担するような形になってしまいます。それだけ材料の質が下がってしまう、分量が少なくなってしまうということがあります。今回、公会計にしたというところでは、今度は未収金については市が持ち出す形になります。ただし、その持ち出した分については債権として残りますから、翌年度以降にそれを徴収する形になります。

【教育長（岡田）】 よろしいですか。

4 青梅市指定管理者選定委員会の協議結果について(社会教育課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、青梅市指定管理者選定委員会の協議結果について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、青梅市指定管理者選定委員会の協議結果につきましてご報告いたします。

報告資料4をご覧ください。

1番に記載されております施設、青梅市御岳山ふれあいセンターと青梅市図書館につきましては、令和3年3月31日をもって、現指定管理者の期間が終了することに伴いまして、次の令和3年4月1日から5年間の指定管理者の選定の検討を行いました。

この検討にあたりましては、青梅市指定管理者選定委員会の下部組織であります専門部会が検討を行いました。青梅市御岳山ふれあいセンターと青梅市図書館それぞれ専門部会を立ち上げ、申請にあたりまして出てきました事業計画書等にもとづいて内容を精査して、ヒアリング等を行いまして検討を行いました。

その申請団体につきましては、1番の右側に書いてあるとおり、御岳山ふれあいセンターにつきましては御岳山自治会、青梅市図書館につきましてはTRC・オーエンス青梅グループ、1団体ずつ申請をしております。

検討の結果、3番に記載しております選定結果でございますが、青梅市御岳山ふれあいセンターにつきましては、1団体しか申請してきておりませんので、そのとおり御岳山自治会を選

定いたしました。

次のページをご覧ください。理由としましては、平成18年度から指定管理者として指定管理業務に携わってきた実績があり、ビジターセンターと連携して利用者増を図る工夫をしており、地元という強みを活かし、突発的な災害等の緊急対応にも適切な管理運営が可能であることから、本施設の指定管理者の候補者として選定するに相当である団体と認めたということでございます。

次に、(2)の青梅市図書館につきましては、やはりこちらも1団体しか申請しておりませんでしたから、申請してきたTRC・オーエンス青梅グループが妥当だということで、検討結果として出しました。

理由としましては、イに記載してあるとおり、平成28年度から指定管理者として青梅市図書館の運営を適切に実施してきた実績と、他の公共図書館の運営実績が豊富であり、利用者の声や要望に対応できる体制が講じられる等、適切な団体であるということで、相当であるということで選定をいたしました。

この結果を青梅市指定管理者選定委員会に報告をしまして、指定管理者選定委員会において協議した結果、決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

来年度から引き続き5年間、この団体に指定管理者として運営をお願いしますということでございます。

よろしいですか。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会会議録(社会教育課)

イ 青梅市美術館運営委員会会議録(文化課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課)

(3) 事業等の実施結果について

ア サタデークラスの実施状況(9月)について(教育指導担当)

イ 長期欠席児童・生徒の状況(9月)について(教育指導担当)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 吉川英治記念館がオープンされたんですけども、その後、市内の小学校5・

6年生が宿泊学習のところで訪問してくださって、とてもうれしいです。オープンしてからの入館者数というのはどんなふうに移行しているのでしょうか。その辺もしデータがありましたらお知らせいただけたらと思います。

【文化課長（北村）】 吉川英治記念館の入館者数につきましては、10月までということになりますが、9月については1,128名、10月は1,537名となっております。9月についてはオープン当初から数えまして、有料の方がそのうち877名、無料の方が251名でした。10月につきましては688名が有料の方で、無料の方が849名。この849名の多くが市内の小学6年生の移動教室での人数となっております。

【委員（榎本）】 美術館の収蔵品の取り扱いについてのくだりがあるんですけど、このあたりを説明していただけるとわかりやすいと思うんです。一番最後の収蔵品の取り扱いについてのやり取りのところ。

【美術担当主幹（田島）】 収蔵品調査なんですけれども、基本的に美術作品に関しては、作品1点に関して1枚のカルテというか収蔵品台帳というものをつくることになっております。通則的に決まっているわけではないですけども、そういうようなやり方をしています。実は開館して35年たちますけれども、作品の数え方が、組作品なのにはばらばらについていたり、もしくは枝番で処理しなければならぬのに個別の番号がついていたり、逆に個別の番号がついていないんだけど組作品だったりというふうな、おそらく購入や寄贈を受けた時点での数え方の不統制があってそのままになっているものが、この何年間、年度末に休館して研究調査をやっていたんですけども、何点か散見されました。それですと、貸出やその他のときにいろいろ不都合をきたすということになりましたので、今回この調査を踏まえて、しかるべき番号をつけて台帳を整理するというのをやっていくという話が、最後のくだりのところであります。

【委員（榎本）】 この所管替えするところの部分がかちょっとわからなかったんですけど。

【美術担当主幹（田島）】 これは大下藤次郎がかいた『万年橋』という青梅市指定文化財になっている作品の件なんですけれども、長い間、第一小学校の校長室に置かれていたらしいんです。ただ、大下藤次郎自身が水彩画家として非常に著名な人物ですので、大下藤次郎の展覧会をするとき、それから例えば書籍にその作品を載せるとき、問い合わせがあるんですね。貸してほしいとか、掲載したいとか。小学校側ではその事務ができないという話が何年か前の校長先生からありました。実際、小学校には収蔵庫もございませんので、作品がどんどん劣化していくということもありまして、長野県のある館に貸したときに、小学校側から返してもらいたくないという話があったので、じゃ美術館でお預かりしますということで今は美術館の収蔵庫に入って、先ほど申し上げたような作品の貸出や画像の貸出があった場合は当館寄託ということで対応しているという状態です。ただこれが、寄託をしているのがいいのか、それとも実は本庁を建て替えるときも幾つか施設の美術品があって、それが所管替えということで美術館の収蔵品になった経緯があるんですね。それを捉えて、正式に美術館の収蔵品にするのがいいのかというのは、いろいろ検討事項があると思います。現在の第一小学校の校長先生から伺うと、

OBから、あの作品はという話が出るということで、完全に美術館のものにしてしまうことに対しては、OBからの精神的な不満というか不安というものもあるらしいということなので、現状ペンディングになっているという状態です。

【委員（榎本）】 ありがとうございます。

【委員（大野）】 長期欠席児童・生徒の状況の表を見て、私なりに推測したことを言いますので、あっているか間違っているか、ご担当のどなたかに答えてもらとうれしいです。

この合計数を見ていくと、全欠席の合計数が小学校は4月が18人、6月が10人、7月8人、8月6人、9月6人。中学校は41人だったものが39人、28人、27人、24人。それぞれの学校を見ても同じような傾向が当然あるわけです。コロナの件で休校していましたね。これは5月を中心として。毎日休んでしまうという不登校の子にとって、学校がお休みだった期間が、その後出ていきやすくなるような、そういう状況を何か生んでいたのかなど。つまり、休校していたがために出られるようになったと。そういう子がけっこういるのかなど、この数字から見るとですけど、何か実例を踏まえて、それがあっているとか間違っているとかありましたら教えてください。

【教育指導担当主幹（梶井）】 校長先生の方から実際にお話を伺った例なんですけれども、去年まで全く来れてなかったお子さんが、コロナの影響かどうかわかりませんが、少し学校に来れるようになったということは聞いております。

【教育長（岡田）】 私がある学校の校長先生から聞いた話では、3月、4月、5月、全員が臨時休校だった、ヨーイスタートでみんな休んでいた、じゃ僕も行ってみようということで来れるようになった、という話は聞きましたけれども。今まではみんなは学校に行っていて、自分だけ行ってなかったから行かなかっただけけれども、みんな休んでた、始まった、じゃあ私も一緒に行ける、という感じで不登校が減ったという事例は聞きました。今日この後、中学校の校長先生との懇談会がありますので、その際に具体的に各中学校でのこと等、事例があればお尋ねいただければよろしいかと思います。

【委員（大野）】 もし私たちが想像するような、今教育長からお話があったようなことがそのとおりだとするならば、この後の不登校対策に使える何かヒントが得られないかなと思うんですよね。また中学校の校長先生に聞いたりしながら、ここから得られる教訓から作戦を何か考えていかれたらと思います。

【委員（稲葉）】 分散登校というのも、先生方にゆとりがあって、子どもにもゆとりがあったので、分散登校したことで登校できるようになった子が増えたと、小学校の先生からは聞いています。

【委員（百合）】 長期欠席児童・生徒の表の一番下、備考に、「30日以上欠席数には、ふれあい学級に通級している数を含む」と書いてあるんですけど、ちょっと私この表がうまく読み取れてないのかもしれないんですが、ふれあい学級に通っている子は出席扱いにならないんですか。ちょっとそこを教えてください。

【教育指導担当主幹（梶井）】 いわゆる国の調査の長期欠席の中には、ふれあい学級に通っているお子さんもその数に入ります。長期欠席者として数はカウントされております。ただし、ここに書かせていただいているものとしましてはそのような形で、ふれあい学級に通級しているお子さんを含めた数として、ただし書きということで書かせていただいたものです。

【教育長（岡田）】 この表では、ふれあい学級に通っている児童・生徒数はわからないということですよ。

もう一点は、ふれあい学級に通った児童・生徒の出欠席の扱いがどうなっているかということはどうですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 その場合には出席というふうに扱うことができますので、そのように学校の方でも対応をしているということになります。

【教育長（岡田）】 学校と適応指導教室とで連絡を取り合って、何々さんはこちらに来ていると、そういうのを毎月やって、それをもって学校では出席扱いできるわけですよ。

【委員（大野）】 私が考えていたことと若干違うので。そうやって学校で出席扱いできているのは出席ですよ。統計上は、文科省の問題行動調査などでは欠席者には入れてないんじゃないかと思うんですけど、入れてるんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 国の方の調査には長期欠席の方に入っております。

【委員（大野）】 だからこの表はそういうふうになっているんだ。なるほど。

【委員（稲葉）】 フリースクールなんかに行ってる子たちは、どんな取り扱いになっているんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 フリースクール等に行っているお子さんも含めて、欠席、いわゆる学校に来ていないお子さんは、こちらの数に入ってくるということになります。

【委員（榎本）】 この表で、30日以上欠席というのは、前も言ったかもしれないんですけど、直近2カ月とか3カ月間にすると、改善具合がわかるかなというふうに思ったんですけど、この表というのは決まった形式なんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 長期欠席という定義の中で30日以上というのがございますので、そのようにこちらの表はさせていただいております。表自体は市独自なんですけれども、長期欠席というものの定義したのは30日以上ということなので、それにあわせてこちらを作成しているということです。

【委員（稲葉）】 これから1人1台タブレットになるので、長期欠席している子が自宅学習できるような形をとるようなシステムは考えられていますか。

【指導室長（手塚）】 基本的に1人1台ですから、子どもたちが家庭で使えるように整えていきたいとは思っていますけれども、その家庭で使える環境のところで、操作を確実にしていく上で、例えば不登校のお子さんの家にWi-Fi環境がないとなると、タブレットを配っても使えない状況になってきます。ですから、家庭で使えるようにするためには、不登校児童のみならず、すべての子どもたちがどんな形で活用できるかということも研究していきながら、我々

は考えていかないといけないだろうなというふうに思います。ただし今回、タブレットの活用については不登校の子どもたちを含め、配慮を要する子どもたちも含めて、その積極的な活用が望まれていますので、そこは大前提に、あとは環境と相談しながら、または環境改善できる場所も考えていきながら、徐々に進めていかなければいけないだろうとは思っているところでございます。

【委員（百合）】 タブレットが配付される前に、各家庭に学校からネットの環境とかがどうなっていますかというアンケートがあったんですけども、ずっと欠席している子たちの家にもそのような連絡は行って、アンケートは返ってきたんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 校長会や副校長会等々しまして、不登校児童・生徒のお子さんに都から貸与されているタブレットを、今までは小学校6年生以上だったんですけども、学年に関係なくお貸ししますということは周知させていただいております、事例としましては1件お貸ししているというケースはあります。

【教育長（岡田）】 ほかによろしいですか。

それでは、次に進みます。

日程第4 協議事項

1 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について(教育総務課・学校給食センター)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは協議事項1、青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

協議資料1をご覧ください。こちらが改正する規則要綱でございます。

まず改正の理由ですが、学校給食センター藤橋調理場の防犯を強化するため、防犯カメラを設置することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に改正の内容ですが、前回と同様、防犯カメラの管理・運用に関する規則本文に改正はありません。防犯カメラを設置する施設の一覧に、学校給食センターを加えようとするものでございます。

施行期日は、令和2年11月10日でございます。

1枚おめくりいただきまして、A4横判の新旧対照表をご覧ください。

防犯カメラ設置施設の一覧の中で、青梅市立泉中学校と青梅市立美術館の間に、学校給食センター藤橋調理場を追加いたします。

なお、防犯カメラ設置施設の一覧を机上に配付してございますので、参考にご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について、は承認されました。

2 青梅市学校給食会の解散に伴う関係教育委員会規則等の整備について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市学校給食会の解散に伴う関係教育委員会規則等の整備について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、協議事項2、青梅市学校給食会の解散に伴う関係教育委員会規則等の整備について、ご説明いたします。

協議資料2をご覧ください。

改正の理由であります。先ほど報告事項3で報告がありましたとおり、学校給食会の解散に伴いまして、学校給食会が関係する規則や要綱等について、改正、廃止、整備を行おうとするものでございます。

改正する規則等の名称と改正内容および廃止する要綱等の名称については、2の整備を行う規則等の表のとおりでございます。

学校給食会を対象とした規定は全て廃止いたしまして、「学校給食会」という文字が使われている規定は全て改正の手续が必要となるものでございます。

3の施行期日等ですが、青梅市立学校給食センター条例施行規則は、公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用するものでございます。青梅市教育委員会附属機関の委員等に関する感謝状贈呈実施基準については、本日令和2年11月5日から実施し、令和2年9月1日から適用するものでございます。

また、廃止する要綱等につきましては、廃止期日を令和2年9月1日とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食会の解散に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

3 青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について(教育総務課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について、を説明いたします。

【教育総務課長(布田)】 それでは、協議事項3、青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領についてご説明いたします。

協議資料3をご覧ください。

1の目的であります。青梅市教育委員会表彰規程第2条の規定にかかる青梅市教育委員会児童・生徒表彰基準にもとづき、該当児童・生徒を表彰することにより、今後の活動の励みとなるよう褒め称えることを目的としております。

対象は、市立小・中学校に在籍する児童・生徒でございます。

3の表彰基準であります。 (1)として、資料2枚目の青梅市教育委員会児童・生徒表彰推薦基準のとおり、これまでと同様でございます。

そして今年度は、(1)の基準に加え、(2)その他の基準を追加したいと考えております。内容につきましては記載のとおり、何々大会で優勝や、全国何々大会に出場など、目に見えてわかる好成績を収めているわけではございませんが、コツコツと頑張っている、そういった頑張りが少しずつ成果としてあらわれているなど、頑張っているのになかなか表に出てこないような児童・生徒を、各小・中学校の最高学年で1人ずつ表彰の対象としたいと考え、基準に加えようとするものでございます。

続きまして、表彰対象期間につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月15日、推薦および決定につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、表彰式でございます。期日は令和3年2月27日(土)、場所は青梅市役所2階会議室を予定しております。教科書採択を行った部屋となっております。密を避けるため、小学校と中学校を午前と午後に分けて実施したいと考えております。

また、表彰式への出席者は、小学6年生と中学3年生、団体の場合は団体の代表1名といたします。

表彰式に出席する児童・生徒1名につき保護者1名を出席可能といたしますが、表彰対象者の人数によりまして2名まで可とするなど、状況によって変更は可能にしたいと考えております。

7のその他でございますが、表彰式の対象とならない小学6年生、中学3年生以外の被表彰者は、各学校の全校集会などで表彰していただきます。

また、表彰式の様子を広報おうめ、青梅市教育委員会ホームページに掲載いたします。

前年度は表彰式を2月29日(土)で予定してございましたが、コロナの時期と重なってしま

いまして、各学校で表彰等を行っていただいたところでございます。中学3年生などは卒業式で表彰を行ったことも報告を受けております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

6番の表彰式については協議の対象ではなく、あくまで3の表彰基準の（2）について協議ということでよろしいでしょうか。

【教育総務課長（布田）】 はい。

【教育長（岡田）】 6年間、あるいは3年間にわたって努力した児童・生徒を、学校からの推薦によって表彰対象者に含めるということについてご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 推薦基準の表の第2条第2号の一番下、「その他、表彰に値すると認めるもの」とあります。表彰規程の欄では、「特に他の模範とするにたる行為があったもの」として、基準として「その他、表彰に値すると認めるもの」とあります。これと、今回その他で足したものの関係はどうなるんでしょう。

【教育総務課長（布田）】 ちょっと抽象的な表現になってしまうんですけども、先ほど説明させていただいた、何々大会に出場であるとか、そこで成績が出なかったとしても、大会に向けて努力をしていたようなことが認められるような児童・生徒について大事にしたいということがございます。

【委員（大野）】 趣旨としては大変いいと思うんですよ。いいと思うんだけど、後のためにちょっとはっきりさせておいた方がいいと思って。もう一度聞きますけれど、1枚目の3の表彰基準の（2）にある新しいこの項目と、それから2枚目にあります推薦基準の中の第2条第2号の基準に○が三つございますね。その三つ目、「その他、表彰に値すると認めるもの」との関係は何ですかという質問なんです。第2条第2号を見ますと、「特に他の模範とするにたる行為」というのは、1枚目のその後もそういう趣旨じゃないかと思うんですよ。ですから、混乱しないようにはっきりさせておいた方がいいと思うんです。

例えば右側にある、そうかなと思うのは、添付書類のところでこういう記録があるというものがあるけれど、新たに今回提案したものは、別にそういうものはないけれども、校長先生がこの子よく頑張って、本当にほかの子の範たることをやってきたと。継続的な記録はないけれど、学校の教育者としてこの子を推薦したいとか、そういうことなのかなと。私が想像するに。そういう説明がほしいんです。

【教育長（岡田）】 今、児童・生徒表彰推薦基準を見ていて、一番左側に表彰規程第2条第1号、第2号、第3号とあって、第3号の「芸術、文化、スポーツ等の著しい成果」というところで見ていると思うんだけど、一つ上の第2条第2号の「特に他の模範とするにたる行為があったもの」の一番下、「その他、表彰に値すると認めるもの」で、右側では「実践の記録等、活

動内容がわかるもの」で読んでいけば拾えるんじゃないかと思うんですけど。

記録は、大会記録はないわけだからね。日常の実践の活動内容というところと、それと他の模範ということで、他の模範になるのか頑張ったのかというのはちょっとあれだけれども。でも努力したということで模範となる行為と見られる。そこで読んでいけば、そういう趣旨だけでいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうかね。

【委員（大野）】 教育長がおっしゃるのは、この1枚目のその他のところ、今回の提案文は要らないんじゃないかというお話ですか。

【教育長（岡田）】 ここにもう少し加えるかどうか。何か活字がないと、今いる我々はわかって来年以降の人たちがわからなくなるので。

【委員（大野）】 私は、この表彰基準で（2）その他を入れたのはとてもいいことだと思います。よりはっきりと、こういう子たちを表彰していいんだということがわかるし、各学校で1人ずつと明確に出していただいているので、素晴らしい提案だと思うんですよ。それにしても、私が先ほど質問した部分との関係をこの後明確にしておけばいいんじゃないかと思うんです。混乱しないように、ぜひ。

【教育長（岡田）】 欄外の※でも読めるんですね。

【委員（大野）】 そのあたり、よく整理していただいたらどうですかね。私の考えでは、1枚目の表彰基準の（2）をぜひ活かしたいなと思います。せっかくのお考えで、とってもいいことだと思うんですよ。ですから、いじるんでしたら、この推薦基準の方を上手に、明確になるように足したり、もしくは削ったりとか、ご検討いただいたらどうかなと思います。

【教育長（岡田）】 例えばこの下に例と書いて、「全国大会出場等の好成績は上げられていないが、小学校生活や中学校生活を通じて、こういう努力が顕著なもの」というふうに書いておけば、それで読み取れると思うんです。

【委員（稲葉）】 もうちょっと具体的に書けばわかると思うんですけどね。

【教育長（岡田）】 小学校6年間とか中学校3年間ということではなくて、小学校生活、中学校生活を通じてというふうにやっておいた方が。小学校は1年生から部活はないから。小学校生活、中学校生活というふうにやんわりした表現でね。

そこは事務局の方でうまく文言を整理していくということで、趣旨としてはそういう方向で、表彰対象を広げることについてはご異論ございませんでしょうか。

【委員（大野）】 つまり今年から、たぶん校長先生たち、自分の学校の児童・生徒1人ずつは推薦してきますよね。今まで以上に、それぞれの学校から増える。大変いいことだと思います。

【教育長（岡田）】 特に今年は大会自体がなくなっていますから、そもそも表彰すべき人がいなくて、該当しない人にそういうこともできると思います。

それではそういうことで、皆様よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について、は承認されました。

4 青梅市立中学校における部活動のあり方検討委員会設置要綱の一部改正について(指導室)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市立中学校における部活動のあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長(手塚)】 それでは、協議資料4をご覧ください。青梅市立中学校における部活動のあり方検討委員会設置要綱の一部改正についてでございます。

1の改正の理由でございますが、第1回青梅市立中学校における部活動のあり方検討委員会(令和2年6月19日実施)における委員構成の検討結果にもとづき、所要の規定の整備を行うとするものでございます。

2として改正の内容です。(1)委員に、企画政策課長ならびに青梅市中学校副校長会、青梅市スポーツ協会、青梅市文化団体連盟、青梅市自治会連合会および青梅市中学校PTA連合会の代表で教育長が任命または委嘱する者を加えるという形です。(2)として、その他所要の規定の整備。

実施期日は令和2年11月5日からと考えております。

1枚おめくりください。新旧対照表をご覧ください。

現行が右側になります。現行に加えまして、改正後は、先ほどお伝えさせていただきました企画政策課長、青梅市中学校副校長会、青梅市スポーツ協会、青梅市文化団体連盟、青梅市自治会連合会および青梅市中学校PTA連合会の代表の方が加わるという形になります。

このような形をとりまして、部活動についていろいろな角度からご議論を賜り、部活動のあり方を検討してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

私が聞いてはいけないんですけど、今、国の方も少子化で生徒数も減っていて、なかなか規模が小さい中学校でより多くの部活動ができない中で、土日を中心に地域を巻き込んだスポーツとして、スポーツ協会などの各種スポーツの人たちと一緒にやっていくとか、そういうことも広く見て検討していくということなんではないでしょうか。学校のいわゆる教育課程の部活動ではなくて、もっと広く地域に対する活動も含めて検討していこうということなんではないか。

【指導室長(手塚)】 今、教育長からありましたとおり、ゆく末はそのような形で考えていかなければいけないだろうと思っています。ただやはり難しいのは、逆にいえばその組織を支える団体の、例えば講師料とか報償金とか、さまざまなお金の問題も出てくるだろうというふう

に考えております。なかなか難しいとは思いますが、中学校の方から、全てではないけれども、あり方としては部活動というものは地域全体で巻き込んで見てもらうような形にしていく方向性で、こちらの方のご意見を賜りたく、さまざまな方から意見をいただきながら進めていきたいと考えているところです。

【教育長（岡田）】 皆様からご意見、ご質問があったらお願いいたします。

いつまでということではなくて、これからいろいろ話し合っ、今年度いっぱいではなくて来年度、再来年度、時間をかけてさまざまな検討を進めていくという組織でいいわけですね。

【指導室長（手塚）】 まさしくそのとおりで、なかなかすぐには動かないだろうと思っています。中学校で先生方が部活動を指導するというシステムができ上がっていますし、それに熱意を持っている先生がいるのも確かです。方向性をしっかり見定めてやっていくためには、少しの時間は必要かというふうに考えています。

【委員（稲葉）】 こういう各種団体の方とつながりを持つと、その中からそれにたけた方を、例えば部活の指導者として迎えることができると、今まで部活に関わっていた先生方がその時間を教材研究にきちっと専念できる。どんどんそういうのは活用して、地域とつながりながら学校へ専門家を入れていただく方向で、学校側とも相談しながらいくと、お互いにウイン・ウインになるのかと思います。その中で、手塚室長がおっしゃっていたように、講師料とかいろいろの問題があるかと思うんですけど、そこはクリアしながら、先生方の授業研究もきちっとやりながら、部活の顧問じゃなくても先生も入りながらという形をとっていただければ、部活がより生き生きとしたものになるんじゃないかなと思うので、頑張っていただければと思います。よろしくをお願いします。

【教育長（岡田）】 よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立中学校における部活動のあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、は承認されました。

5 令和2年度(第38回)青梅市芸術文化奨励賞の交付について(社会教育課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項5を議題といたします。令和2年度(第38回)青梅市芸術文化奨励賞の交付について、を説明いたします。

【社会教育課長(和田)】 それでは、令和2年度(第38回)青梅市芸術文化奨励賞の交付につきまして、説明をさせていただきます。

協議資料5をご覧ください。

毎年実施しております芸術文化奨励賞表彰候補者の推薦にあたりましては、青梅市文化団体連盟加盟団体の役員、小・中学校長、社会教育委員の皆様にご推薦の依頼をさせていただいてお

ります。また、9月1日号の広報おうめに掲載し、広く市民に周知させていただいている状況でございます。その結果、今年度の被表彰候補者につきましては、個人8名と6団体となりました。なお、この候補者につきましては、10月20日に開催された社会教育委員会において、適否について協議していただいたところでございます。

その内容につきましてご説明申し上げます。資料の3枚目をご覧ください。

まず、この対象となる期間でございますが、右上に書いてございますように、令和元年9月2日から令和2年9月1日までに各種公募展、発表会等で優秀な成績をおさめられたとか、常に自己研さんに励み進歩が著しいと認められた方、としております。

なお、前々回、稲葉委員からご指摘いただきました、もうちょっと裾野を広げるという件につきましては、検討したんですが、今回ちょっと間に合いませんでした。申しわけございません。次年度に向けて検討して、また報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、まず候補者の説明をさせていただき、その後、各候補者の表彰の適否を説明させていただきます。

3ページ目、個人の部でございます。個人の部としましては書道部門が6名、音楽部門が2名となっています。

1番の虻川幸華さんは、第36回全国年賀はがきコンクールで文部科学大臣賞を受賞されました。

ページをおめくりいただきまして、2番の〇〇さんは、第1回中日青少年書画友好交流コンクールで、日本で特等奨、中国で一等奨を受賞されたのをはじめ、他の各大会でも受賞例がございます。この賞につきましては、大会担当者に直接聴取したところ、日本で特等奨、中国で一等奨を受賞するのはとても難しい話というところでございます。

続きまして、3番の〇〇さんは、第36回全国年賀はがきコンクールで学年優勝杯を受賞されました。

次のページをご覧ください。4番の〇〇さんは、東京リコーダー教育研究会主催・第48回リコーダーコンテストにて金賞を受賞され、また第41回全日本リコーダーコンテスト出場資格を獲得されました。

続きまして、5番の〇〇さんも、4の〇〇さんと同様の内容となっております。

続きまして、6番の〇〇さんは、第68回書海社展金賞を受賞されました。

次のページをおめくりください。7番の〇〇さんは、令和元年度JA西東京小・中学生書道コンクール条幅の部で金賞、令和元年度JA共済東京都書道コンクール条幅の部で銅賞を受賞されております。

最後に、8番としまして、〇〇さんは、令和元年度JA西東京小・中学生書道コンクール条幅の部で金賞、令和元年度JA共済東京都書道コンクール条幅の部で金賞・文化放送賞を受賞されております。

個人の部の候補者の説明は終わりました。

続きまして、各候補者の表彰の適否をご説明いたします。

もう一度3ページをご覧ください。右側に適否の理由を記載しております。

1番目の虻川さんにつきましては、全国年賀はがきコンクールの最高賞である総務大臣賞は一般枠の1名のみであり、次点の文部科学大臣賞の受賞者は6名のみであることから、ランク的には上の賞ということで、適しているということで判断しております。

続きまして、次のページ、2番の〇〇さんにつきましては、理由としまして、国際的なコンクールで上位の賞を受賞しているが、同国のコンクールは数多くあり、また、国内の受賞歴はいずれも最高賞ではないので、上位の受賞をめざし、努力してほしい、このため今回は否とする、という判断とさせていただきます。

3番目の〇〇さんにつきましては、最高賞でないため否としております。

次のページの4番目と5番目、〇〇さんと〇〇さんにつきましては、過去に同じ大会で表彰されているため否としております。

6番目の〇〇さんにつきましては、最高賞でないため否としております。

次のページをご覧ください。7番と8番の〇〇さんにつきましては、全国大会でないため否としております。

以上、個人の部の候補者の表彰の適否について説明をさせていただきました。

続きまして、次のページの団体の部につきまして説明をさせていただきます。団体の部につきましては、ダンス部門が2件、音楽部門が4件となっております。

1番の第三中学校吹奏楽部でございますが、第25回日本管楽合奏コンテスト全国大会中学校A部門で優秀賞を受賞されました。

2番目の第三小学校金管バンド部でございますが、第25回日本管楽合奏コンテスト全国大会小学校部門で優秀賞を受賞されております。

ページをめくっていただきまして、3番目、〇〇でございますが、第43回東京都アンサンブルコンテスト小学校の部で金賞を受賞されております。

4番目の〇〇でございますが、第7回全日本小中学生ダンスコンクール全国大会で金賞を受賞されました。

次のページをご覧ください。5番目の〇〇につきましては、全国ダンスパフォーマンスコンテスト2020地区予選を通過し、全国大会へ出場が決定されました。

6番目の吹上中学校吹奏楽部につきましては、第25回日本管楽合奏コンテスト全国大会中学校S部門で最優秀グランプリ賞 文部科学大臣賞を受賞されました。

以上で候補者の説明を終わらせていただきます。

続きまして、適否の説明をさせていただきます。

1番目につきましては、全国大会に出場したことにより適しているという判断をいたしました。

2番目の第三小学校金管バンド部につきましても、同様な理由で適しているということで判

断いたしております。

ページをめくりまして、3番目の〇〇につきましては、小学校の部では全国大会相当とあるが、あくまで都の大会であり、他の受賞者と整合性をとるため、否とするという判断をいたしました。

4番目の〇〇につきましては、同大会に出場を該当事項として、昨年度芸術文化奨励賞を受賞しているため、否としております。

次のページ、5番目の〇〇につきましては、全国大会に出場決定ではあるが、その大会に出場するための予選を通過しただけでは、地区大会から全国大会へ選出される流れを踏む、他の受賞者と比較した場合、整合性がとれないためとして、否としております。

最後に6番目の吹上中学校につきましては、全国大会に出場したことにより、適しているということで判断をしております。

以上の結果となっております。この結果でよろしいかご協議いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 一番後ろに奨励賞の交付規則をつけていただいておりますが、これ以外にもっと詳しい、細かい、例えば全国大会で1位をとったとか、何かそういう選考基準はあるんですか。

【社会教育課長（和田）】 交付基準については、この交付規則以外にはございません。

【教育部長（浜中）】 この交付規則以外の細かい規則というのはなくて、付属資料として、全国規模の大会を一覧表にして、その賞のどこまでが該当、どこからが非該当かというのをA B C Dランクにして、その基準を長年の中でつくって、それを参考資料として審査の際には活用している経過はございます。

【委員（大野）】 それは内部資料ですか。外に出さない資料ですか。

【教育部長（浜中）】 そうです。

【委員（大野）】 例えば全国大会に出場だけど否というのがあるし、全国大会出場だからOKというのもありますけど、一般市民から見たときに、なぜこの子は出したけどとれないんだというようなことで問われたときに、きちんと説明できるようにしておく必要があると思うんです。これを読んだだけだと、何かすごく曖昧な感じがするんですね。ですから、基準をきちんとつくっておいた方がいいんじゃないのかな。今決めたことについて、詳しいことはわからないから、一つずつについてはこれ以上の意見はないんだけど。

【教育長（岡田）】 どういう基準で、誰が協議して決めたか、もう少し説明を補足してもらえますか。

【教育部長（浜中）】 まず、先ほど社会教育課長から説明させていただいたとおり、各推薦の母体は文化団体連盟とか、学校長とか、そういうところから調書をつけた申請書というものを

教育委員会社会教育課の方で受け取ります。これがまず第一です。

それにもとづきまして、資料を整える中で、そういった内部資料とプラスアルファして社会教育委員会議に、協議資料の3枚目以降の表彰候補者一覧というものを提示してお諮りいただくと。社会教育委員の皆さんの中で、その適否についてご審査をいただく。そういうような審査の体制をとっているところでございます。

個人につきましては、全国規模の大会で最高賞、それに準ずる、要するに次点ではあっても、そこは大会の審査の中で最高であったりというところ、その辺は多少の裁量はありますけれども、そういうところでの受賞理由です。今回の虻川さんにつきましては、全国年賀はがきコンクールでの文部科学大臣賞受賞ということで、その基準を満たしているということになります。

それから団体につきましては、地区予選、東京都予選等を経て全国大会に出場すると、そういうようなことでの受賞の基本的なラインというものを設定して、そういうものを中心に決定をしているというようなところですよ。

あとは、全国的規模の大会というものがどういうものなのかというところを、内部資料として持っていますので、確かに大野委員のおっしゃるとおり、説明責任を果たせるよう、毎年審査をする段階ではしているところでございますけれども、もう少しその辺の根拠になるところを今後整理してまいりたいというふうに考えております。

【委員（榎本）】 この芸術文化奨励賞とちょっとずれてしまうかもしれないんですけど、先ほどの青梅市教育委員会表彰、両方に推薦されるとか、そういうことはあるんですか。というのは、今回否になってしまった生徒も十分よく頑張ってるし、そういうところを掬ってあげるのもいいのかなというふうには考えたので、ちょっと聞いてみたかったんですが。

【教育部長（浜中）】 ただいまのご指摘ですけれども、この教育委員会表彰規程につきましては、整備し直してこういう形で表彰するような体制になって日が浅いんですね。その辺の出発のきっかけになったのが、やはり今まさに榎本委員さんおっしゃられたとおり、芸術文化奨励賞というのは、青梅市として青梅市長が芸術文化に対する顕著な活動をしている成人、それがさらに対象が、子どもに広がったんですけれども、やはりハードルが高い賞であると。そういう中で、この青梅市教育委員会表彰規程にもとづく表彰というのは、もっと裾野を広げて、幅広く活動している子どもたちにご褒美として表彰をしようと。そういうところで整備し直して始まった制度でありますので、今お話にありましたとおり、芸術文化奨励賞にあたらなくても、その活動が顕著であると認められた子どもたちについては、こちらの表彰規程にもとづく表彰の対象となるものでございます。

【委員（稲葉）】 今年は大人の方の表彰がないというのは、コロナの関係でいろいろな書道展、絵画展、コンクールというのが開催されなかったからと、そういう理解でよろしいでしょうか。推薦はあったのでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 これ以外のものについては推薦がございませんでした。

【委員（稲葉）】 青梅市内で芸術活動をされている作家さんなんか、毎年毎年個展をされて

いるとかというところにも着眼して、入賞云々じゃなくて芸術活動を長年続けて自分の作品を発表されているというところの分野の取り扱いというのは、できるといいなど。いい活動をされている方がたくさんいらっしゃるので、その辺のところは次年度の課題として考えていただければいいかなと思っています。

【教育部長（浜中）】 その辺のところ、私が文化課長でこの表彰を担当していたころから、一部ご意見として承っていた部分のものでもございます。まさに地道なそういう芸術活動を何十年にもわたって続けられた方については、表彰の形でそれに報いるというようなことは必要なんじゃないかと。ただ、これまで芸術文化奨励賞は、個人にしても団体にしても、全国規模の実績をあげた方というところを基準にやっけてまいりましたので、その辺のところは私もずっと心にひっかかる中での課題として捉えておりますので、これについては十分前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

【教育長（岡田）】 奨励賞の第2条「各種公募展、発表会等において優秀な成績をあげたもの」は第2項で、第1項は「常に研さんにはげみ進歩が著しいと認められるもの」だから、そういう表彰でなくて個展を開いたり地域で貢献している人というのはなかなか見つけられないし、そういう方は奥ゆかしいというか、あまり興味を示さない方もいらっしゃるので、なかなか光を当てるのは難しいかもしれないけれども、日ごろアンテナを高くしてそういう活動をしている人を拾うように努力していただきたいと思います。

それから、この表彰については社会教育委員さんのご意見をいただいているということは、書道であれば栗原さんなんかいらっしゃるわけだから、その辺の例えば中国のどのというバランスは理解した上で、今回の適否を判断されたという理解でよろしいですかね。

【社会教育課長（和田）】 教育長の言うとおりで、協議しまして、判断されたものでございます。

【委員（大野）】 2点あります。例えば、明確な基準が内部資料として示されないということで行くと、先ほどの3番、〇〇は、東京都で金賞をとって全国大会に値するんだというのがあるけれども、それは都の大会だから否ということですよ。このアンサンブルコンテスト小学校の部というのは全国大会はないんですかね。都でおしまいなんですか。そういう大会なんですか。

【社会教育課長（和田）】 アンサンブルコンテストは、小学校については全国大会相当ですが、あくまで東京都ということで、この上の大会があるということでもうちょっと頑張って次につながるように。全国大会とか文部科学大臣賞とか、さらにその上の賞をとっている方を今回は適にしております。小学校の部では全国大会相当とあるが、あくまで都の大会だということです。

【教育長（岡田）】 大野先生とは一度、練馬の公会堂でお会いしましたが、〇〇のを聞きにいったことがありましたよね。

【委員（稲葉）】 アンサンブルコンテスト小学校の部というのは、全国大会相当とおっしゃっていますけど、東京都のみで開催されているんですか。

【教育長（岡田）】 いえ、各県でやっているけど、小学校の大会って割と全国大会ではなくて都道府県で、やはり小学生ですからそこでとどまっているんじゃないかと思うんです。中学生であれば東日本とか全国という上位大会があったとしても。

【委員（大野）】 くどういんですけど、私たちがこれを読んで、これはどうなのと聞けるからいいんだけど、やっぱり一般市民の方が納得できるような基準をきちんと外に示すと。示せるような基準をつくって、それに従って決めていく。これは来年からきちっとやった方がいいんじゃないですかね。何でこれが選ばれて、こっちは選ばれないんだらうという話になると、せっかくのいいことに傷がついちゃう。

【社会教育課長（和田）】 今後、大野委員ご指摘のとおり、その基準というものを市民の方にわかりやすく、こういう形で表彰したということが説明できるように整理したいと思います。

【委員（大野）】 もう一点。先ほどの榎本委員、大変いいご提案じゃないかと思うんですよ。青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰というのは、これから募集ですよ。今からでも間に合うじゃないですか。榎本委員がおっしゃったように、青梅市芸術文化奨励賞ということでは惜しくも漏れてしまったけれども、青梅市としては多くの子どもたちを表彰したいというようなこともあって、こういう賞もあるので、該当するかどうかは最終的にまた決めるけれども、こちらの方で応募していただくように、各校の校長先生にご案内したらどうでしょうか。

【教育部長（浜中）】 ただいま大野委員からご指摘いただきましたとおり、先ほど私もご答弁しましたけれども、今回の教育委員会表彰規程にもとづく表彰というのはこれからでもございますし、今回この芸術文化奨励賞に惜しくも否となった個人・団体につきましては、そちらの方で表彰ができるかどうか、その辺きちんと推薦をしていただくように、校長会等を通じて学校長に依頼していきたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員（百合）】 団体の4番、〇〇ですけども、否になった理由というのが、昨年度芸術文化奨励賞を受賞しているためとなっているんですけども、毎年優勝しても否になってしまうんですか。それとも間に何年かあかないともう一度とれないとか。きっとみんな優勝をねらってというか、一番になりたくて一生懸命練習して1位になったのに、ここで否になるというのはちょっと悲しいような気がするんですけども。さっきの基準というのも、連続ではいただけないということになっているのでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 今回の場合は、メンバーが去年と全く同じだということで否とすると。本来、団体であれば毎年メンバーが変わるので、同じ賞の場合は適で対応しているんですが、そこを調査したところ、今回はメンバーが全く同じだったということです、そうさせていただきます。

【教育部長（浜中）】 今の課長の説明に補足させていただきますと、〇〇さん、東京都の予選を見事勝ち上がって全国大会に出場されました。その時点で、昨年度の表彰の対象期間になっていたんです。それでめでたくこの芸術文化奨励賞を、全国大会出場だということで受賞され

ました。その後、このチームが東京都代表として全国大会に出場して活躍されました。ですから、2年にわたって同じ対象のチームが東京都から全国への流れの中で二度、ダブルで今回申請をされてきたということになるわけです。全国大会に出たよというところで表彰を昨年させていただいて、その後全国で金賞をとったので、またそれを出してこられたんですけど、結局そうするとダブルカウントでの受賞ということになってしまいます。2年にわたる長い期間でのちょうど端境期になったものですから、今回については否ということですが、実際にはもうすでに同じ項目でこのダンスチームは受賞をされているということに解釈的にはなるわけです。

【教育長（岡田）】 ちなみに、この表彰式はいつを予定されているんですか。

【社会教育課長（和田）】 予定としましては12月5日の、先ほど教育長から申し上げました調べる学習コンクールの表彰とあわせて行いたいと思います。

【教育長（岡田）】 じゃ、今日決めないと、連絡等が間に合わないですね。

【委員（稲葉）】 4番ですけど、過去に同じ大会で表彰されているから否とするというのがあるんですけど、連続でも、あるいは年度をあけているとしても、同じもので奨励賞を2回はいただけないよということは、やっぱりきちっと書いておいた方がいいかなと、当事者としては思います。友人と一緒に最高賞を2人で2回いただいたときに、今年は表彰がないんだというのがわかりましたので、それはきちっと明記されていた方がいいのかなと。納得ができるので。

【教育長（岡田）】 表彰式はもう決定して通知しているんですか。

【社会教育課長（和田）】 通知等はまだしておりません。

【教育長（岡田）】 そうしたら、社会教育委員さんとの関係はあるかもしれないけど、もう少しよく調査してもらって、25日の教育委員会でもう一度説明を受けて決定しますか。

【委員（大野）】 私の考えでは、判断の基準がはっきりしていないから市民へ説明できないだろう、だから来年からそういうのをちゃんとした方がいいだろうという意見です。これを社会教育委員さんたちが決めるにあたっては、明文化していないけどそれなりにきちんとした基準でご検討なさっているんじゃないですか。ですから、この適否については、私はよろしいんじゃないかと思いますけど。

【教育部長（浜中）】 先ほどの稲葉委員さんのご指摘ですけれども、一度この賞で受賞した場合には、それよりもさらにレベルアップした賞を全国大会の規模で、要するに文部科学大臣賞受賞をされました、次はそうすると内閣総理大臣賞か何か、そういうような形での……

【委員（稲葉）】 こういうところにそういうのを書いておけばいいのかな。

【教育部長（浜中）】 ちょっとその辺のところ、また確認してみますけれども。以後、同一の方が受賞する場合には、それよりも明らかにさらに研鑽を積んで、レベルアップをした賞をとると。かなりその辺、ハードルが高いんですけども、全国規模で最高賞をとって受賞したわけですから、その最高賞のさらに上があるのかということになるので、そこはまた検討します。

【委員（稲葉）】 書なんかは、最高賞をとらなくても、ナンバー2を何回か重ねてとった方が表彰されたりしているの、その辺もきちっと規程の中に書いておかれると、どうしてという疑問が市民の中に湧いてこないと思うんです。

【教育長（岡田）】 過去の時系列も全部やって、年度の齟齬がないように、きちっと調査をしていただきたいと思います。

ちょっと時間がおしていますので、お諮りしたいと思います。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、令和2年度（第38回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について、は承認されました。

〔議案の追加〕

【教育長（岡田）】 次に、先ほど教育長報告事項1および協議事項2が承認されたことに伴い、議案2件が追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に、議案第16号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について、および議案第17号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認め、本日の日程に議案第16号および議案第17号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

日程第5 議案審議

議案第16号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について

【教育長（岡田）】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第16号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、議案第16号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本件につきましては、先ほどの協議事項の中でご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規程の整備につきましての議案でございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第16号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第17号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

【教育長（岡田）】 次に、議案第17号を議題といたします。

青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（渡部）】 議案第17号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほど協議事項で教育総務課長の方からご説明したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第17号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について(指導室)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項2、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開といたしたいと思っておりますが、ご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます、よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

〔非公開〕

〔公開〕

【教育長(岡田)】 ここから会議を公開といたします。

【教育長(岡田)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【社会教育課長(和田)】 前回の定例会におきまして大野委員からご質問がございました勤務体制の変更についての運用例につきまして、机上に配付させていただきました。それにもとづいて説明させていただきます。

例としましては①番目と②番目という形で、①は午前11時から午後8時15分までの勤務体制で、これは現在、市の木曜窓口、夜、木曜日だけ開庁している時間の運用と全く同じ形式で、社会教育課もいろいろな会議においては対応していきたいと考えております。

②の午後1時から9時45分というのは、会議の対応なんです、7時から開催するもの、7時半から開催するものということで、会議によって時間がかかる場合もございますので、2種類で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

勤務体制の変更については以上でございます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

7時間45分の内訳ですね。よろしいですか。

【社会教育課長(和田)】 もう一点、百合委員から、成人式の親御さんの参加についてのご指摘がございまして、検討いたしました。会は2回ございまして、各回ごと200名までという上限で、親御さんが参加できると。その理由としましては、やはり3密になりますので、観覧席は全部で400席ぐらいあるんですが、その半分の200席で対応をさせていただきたいと存じます。

ちなみに、去年は1回開催しまして、350名の親御さんが参加しておりますので、そういった面からもたぶん足りるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【教育長(岡田)】 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

【教育長（岡田）】 それでは、今後の日程について、教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、今後の日程について、資料にもとづいてご説明申し上げます。

1 1月5日（木）この後になりますが、中学校長と教育委員との懇談会が、この部屋で行われます。

1 1月10日（火）につきましては、若草小学校の学校訪問を予定しております。

1 1月25日（水）第9回教育委員会定例会を1時30分より教育委員会会議室で予定しております。

説明は以上です。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 3時55分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員